

第3次潟上市食育推進計画（案） 概要

1 計画策定の趣旨

市では、市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を送れるよう平成21年3月に「潟上市食育推進計画」を策定しました。その後、平成26年3月にこれを引き継ぐ「第2次潟上市食育推進計画」を策定し、食育を推進してきましたが、依然として、この取り組みには課題が残ります。

第2次計画の基本的な方向性は維持しながら、社会情勢の変化を踏まえつつ、家庭・学校・地域・関係団体・行政などがそれぞれに役割を担い、互いに連携を図りながら食育を推進するために第3次計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は食育基本法（平成17年7月施行）第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付けるとともに、上位計画である潟上市総合計画をはじめとする市の各種計画や国・県の食育関連計画との整合性を図りつつ、食育を総合的かつ計画的に推進するための行動計画とします。

3 計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）の5年間とします。なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

4 基本理念

市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するとともに、地域の食文化や自然の恵みを大切にす豊かな心を持ち、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるまちを目指し、食育を推進します。

5 基本方針

- (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 体験を通じた食育の推進
- (3) 地域の食文化を生かした食育の推進
- (4) 食の安全・安心の確保による食育の推進
- (5) 協働による食育の推進

【基本理念】

1. 市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践することを目指します。
2. 地域の食文化や自然の恵みを大切にす豊かな心を持つことを目指します。
3. 生涯にわたって健康で暮らすことができるまちづくりを目指します。



【基本方針】

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

- 食を通じた心身の健康づくり
- 食に関する知識の普及啓発
- 共食や五感などを使った食の楽しみ方の普及啓発

(2) 体験を通じた食育の推進

- 環境に配慮した取組の実施
- 農産物に対する理解・関心度の促進
- 食を体験するための機会提供

(3) 地域の食文化を生かした食育の推進

- 学校などを通じた食文化の保護・継承
- 地産地消や6次産業による食文化の保護・継承

(4) 食の安全・安心の確保による食育の推進

- 食の安全に関する情報提供
- 食物アレルギーをもつ子どもへの対応

(5) 協働による食育の推進

- 食生活改善部会の育成・充実
- 様々な分野からの情報発信



【ライフステージ（成長段階）に沿った食育の推進】

- 全ライフステージ共通
- 青年期（おおむね19～39歳）
- 妊産婦期・乳幼児期（おおむね0～5歳）
- 壮年期（おおむね40～64歳）
- 学齢期（おおむね6～12歳）
- 高齢期（おおむね65歳～）
- 思春期（おおむね13～18歳）